

丹波市不妊ペア検査助成事業申請書兼請求書

令和 年 月 日

丹波市長 林 時彦 様

- 関係書類を添えて下記のとおり不妊症検査費の助成を申請します。なお、本申請の審査に必要な範囲で、住民票及び市税の納付状況の確認を行うことに同意します。
- 本申請にあたり、以前居住していた自治体での助成の有無の確認を行うことに同意します。
- 本申請に係る検査に対し、他の自治体の助成を受けません。

記

	(ふりがな) 氏名	生年月日
申請者	夫 (※1) ※自署	昭和 平成 年 月 日生 (歳)
	妻 (※1) ※自署	昭和 平成 年 月 日生 (歳)
	住所(※2)	〒 電話 () メールアドレス
	住所(※3)	〒 電話 () メールアドレス
検査にかかった費用の合計額 (保険適用外のもの) 金 _____ 円 ①		
申請額 金 _____ 円 ①のうち7/10 (上限5万円)		
振込先 (※4)	金融機関名	銀行・金庫 農協・信用組合 本店・支店 出張所
	預金種別	普通 当座 (ふりがな) 口座名義人 ()
	口座番号	(左詰記入)
申請受理年月日	令和 年 月 日	(承認・不承認) 決定年月日 令和 年 月 日

注1) 太枠の中をご記入ください。

※1: 夫婦それぞれ自署で記名してください。

※2: 夫婦の住所を記入する。

※3: 単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合に記入する。

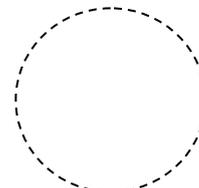
※4: 口座名義人は申請者の個人名義であること。丹波市に住所を有している申請者名義の口座に限ります。

この申請書の提出により、申請者両方が上記振込先への助成金の振込に同意したものとみなします。

注2) 申請期限、助成要件等があるので、あらかじめご確認ください。

受付印

- (添付書類) 1. 丹波市不妊ペア検査助成事業受診等証明書(様式第2号)
2. 領収書(受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの)
3. 戸籍謄本又は抄本(夫婦の住所が異なる場合又は事実婚の場合のみ)
4. 事実婚に関する申立書(事実婚のみ)
5. 振込口座が確認できるもの(通帳等)



<戸籍謄本又は抄本について（夫婦の住所が異なる場合又は事実婚の場合のみ）>

（＊2週間以内に市民課又は支所で発行されたもの）

		証明書類
別世帯の場合	夫及び妻が日本国籍を有する場合	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）または戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、夫婦両方を載せたもの
	夫又は妻のいずれか一方が外国籍を有する場合	日本国籍を有する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、夫婦両方を載せたもの
	夫及び妻が外国籍を有する場合	婚姻していることを証明する書類（和訳付）

・戸籍謄本又は抄本を取得の際、夫婦であることを証明するための書類が必要であることを窓口へお伝えください。

Q&A

Q 1 夫婦が別々の日に検査を受けましたが、検査開始日はいつになりますか。

A 1 夫婦それぞれが初めて検査を受けた日のうち、いずれか早い日が検査開始日となります。

Q 2 検査が1日で終了せず、複数回にわたり実施しました。助成の対象となりますか。

A 2 対象となります。助成回数は1組の夫婦につき1回限りですので、検査が複数回にわたる場合はまとめて申請してください。なお、申請後に再度検査した場合、申請済額が助成上限額に達していない場合でも、再度の助成金の申請は受け付けませんのでご注意ください。

Q 3 一緒に検査を受けましたが、夫（妻）の検査はすべて保険適用でした。助成の対象となりますか。

A 3 夫婦が検査を受けていれば、対象となります。助成額の対象となるのは保険適用外の検査にかかった費用です。

Q 4 夫婦そろって検査しないと対象にならないのですか？

A 4 やむを得ず夫婦別で受診する場合は、妻と夫の初回受診の間隔が3カ月以内の場合は対象となります。

Q 5 検査終了日とはいつのことですか。

A 5 医師が検査終了と判断した日です。

Q 6 助成の対象となる検査の指定はありますか。

A 6 検査の指定はありません。医師が必要と認める不妊検査であれば助成の対象となります。ただし、不妊治療または不育症治療の効果を確認するための検査など、治療の一環としておこなわれる検査は助成対象外です。

Q 7 過去にも不妊検査を受診したことがあります。今回、再度不妊検査を受診しました。申請できますか。

A 7 丹波市から助成金を受給していない場合は申請可能です。

Q 8 検査の結果、医師から薬剤を院外処方されましたが、助成の対象になりますか。

A 8 検査の結果を受け実施した治療や薬剤の院外処方は助成対象外です。

Q 9 受診等証明書（第2号様式）の発行にかかった費用は助成の対象となりますか。

A 9 助成の対象となりません。

Q 10 夫婦ともに外国籍のため、戸籍謄本を提出できませんが、何を提出すればよいですか。

A 10 婚姻関係が確認できる書類（婚姻届受理証明書や、自国で発行された婚姻証明書のコピー（翻訳添付））を提出してください。

Q 11 いつまでに申請する必要がありますか。

A 11 不妊検査に係る検査期間の末日から起算して3か月以内に申請してください。申請期限を過ぎたものは受け付けできません。

Q 12 夫婦で別々の医療機関を受診しました。両方とも対象になりますか。

A 12 対象となります。ただし、両方の医療機関から受診等証明書（第2号様式）の発行を受ける必要があります。

Q 13 検査の結果、より高度な検査を行うため転院しましたが、助成の対象となりますか。

A 13 対象となります。ただし、医療機関ごとに受診等証明書（第2号様式）の発行を受ける必要があります。